

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【23】」

2. 日時：令和3年12月24日(金) 16時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、※鈴木主任安全審査官、※西内安全審査官、  
※畠山安全審査官、岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答資料

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

・大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について  
(2021年12月3日申請)  
・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請  
補足説明資料(2021年12月3日提出)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい、衛藤原子力規制庁の岩野です。それでは大飯発電所さんを、第3号機第4号機の火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請に関する、
0:00:15	ヒアリングを始めたいと思います。
0:00:17	それではまず、規制庁の方からですね、2点ほど確認させていただいて、そのあとこの2点っていうのは、
0:00:28	12月3日に提出された申請書とあと補足説明書を基に、クレディーに関するものと、あと、施工上の留意点に関するもの2点ほどちょっと確認をさせていただいて、
0:00:40	そのあと、関西電力の方から、
0:00:43	昨日ですね12月の23日に提出された資料を基に、
0:00:49	説明、基本設計方針について説明していただこうと思ってます。
0:00:53	江藤。昨日提出された、三つ目の昨日提出された資料についてはまだ確認できませんので、とりあえず説明を聞いて、何かコメントとかがあれば次回以降のヒアリングでコメントすると。
0:01:06	ということになります。関西電力の方認識はよろしい。そういう認識でよろしいでしょうか。
0:01:15	はい。関西電力原子力事業本部です。今おっしゃっていただいたことと、認識に相違はありませんので、本日はよろしく願いいたします。
0:01:26	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それではまず、こちらの方から幾つか確認をさせていただきたいと思います。まず、空冷DGのエリアの話なんですけども。
0:01:38	前回ですね、空冷DGのエリアについてはこの感知器について、
0:01:48	障防法せ、そうですね。網羅的に感知ができていなかったりするんじゃないかっていうところを確認させていただいたんですけれども。
0:01:58	それから、何かそのせえと考え方とか説明に変更とかはありますでしょうか。まずその点について教えてください。
0:02:28	はい。関西電力原子力事業本部クマクラ。
0:02:31	クマクラです。
0:02:34	売れ式非常用発電装置、エリア文の設計については保安水準②を適用して、炎感知器を設置するという設計に変わりはございません。
0:02:50	規制庁の今野です。承知しました。ちょっとこれはまず、
0:02:57	もしかしたら前回のヒアリングで説明した、していただいたかもしれないんですけどちょっと念のために確認しておきたいこととして、今ちょっと我々として懸念してるのは、屋外のエリアで、海水ポンプのエリアと空冷DGのエリアで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:09	片や海水ポンプの方は、この感知器資格がないように設置しているような、設計になっていて、クレディーについては資格があると。その違いがどういうところにあるのかどうして違いがあるのかっていうところを、
0:03:23	今気になってます。で、今、クレディーについては設計に変更がない資格があるような設計になるっていうことだと思うんですけど、その資格がないように、設計できない理由っていうところを、
0:03:36	まず、説明していただけますでしょうか。
0:03:59	関西電力吉田でございます。クレジット排水ポンプ。この感知器をしかってあるなしで間違いあるんですけども。
0:04:10	もともと探知機を付ける目的としては、火災防護補助重要というところで、かつ、それ自体が、葛西元となりうと。
0:04:23	いうところありますんで、その機器を対象にねらって、火災を感知するというようにしてます。火災、
0:04:32	防護上重要な機器の影響限定ということで、その機器をねらうことでその機器から隣の火災区画等に、
0:04:44	火災が、
0:04:46	延焼するとか、そういう事態になればですね、資格があってもなくても、当然感知できるというところで、
0:04:56	保安水準②は満足できると思ってます。空冷DGについてはですね、炎感知器等、あと熱サーモ、これエリア全体を、
0:05:09	見るようなタイプを2種類つけてます。片や海水ポンプのエリアについては、炎は、エリアを、
0:05:19	ように見れるんですけども、
0:05:23	感知器ですね、これについては、油タンクの部分。
0:05:30	だけを対象に、ねらってますんで、エリア全体をカバーするところは、ちょっと、
0:05:40	評価しているという意味で、資格ないようにと、そういう意図でつけています。以上です。
0:05:52	はい。規制庁の今野です。すいません、確認なんですけどそうすると目的が達成でき、この勝木の資格がないように設置できないわけではなくって、
0:06:03	できるけども、資格が目的を達成する上では、必要がないのでそこまでやらないっていうそういう説明になるんでしょうか。
0:06:56	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:07:01	空冷式非常用発電装置エリアの感知器の配置設計なんですけれども、こちらは保安水準②を満足する20分。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:12	ある、の配置設計として、現設計を考えてございます。そのような考え方で、現設計の配置をしてございます。
0:07:27	規制庁の岩野です。設計についてはわかったんですけども、
0:07:31	設置はできないわけではないんですかね。
0:07:37	関西電力吉田でございます。背面の方に、ダンダンの、
0:07:45	後段じゃないけど、斜面というか、檀ランダウアの斜面があるんですけども、そこについては波及的影響防止というところで、耐震相当の、
0:07:59	耐震性は確保してるんですけども、そこにですね、感知器をつけるとなると達を建てて、
0:08:09	熱タームなり、歩道なりというところがつけて、耐震性も確保する必要があるということで、技術的 2、できないかと言われると、
0:08:21	できるとは考えるんですけども、ただ、かなり
0:08:29	PPフェンスの外にもなりますし、ちょっと施工の
0:08:37	やりにくさというか、そこまでしなくとも、現状の建屋側からねらうことで、十分
0:08:47	火災の影響が限定できるという判断で、今の設計にしているということでございます。
0:08:57	規制庁の今野です。説明ありがとうございます。それでは今説明されたような耐震性でできないことは、
0:09:08	できないことはないけれども、耐震性の観点で難しいってところ。
0:09:12	については承知しましたので
0:09:16	そのことについてもちょっと資料の中で、追加していただきたいと思って。
0:09:21	それから、そうしたときにすみませんちょっとさっき説明がもしかしてあったかもしれないんですけど、空冷DGと海水ポンプが、そういう設計の違いがあるっていうのは、ターゲットねらってる。
0:09:33	ターゲットが違うから、
0:09:35	ということなんですかね。ちょっとすみません。もうちょっとわかりやすく説明していただけますでしょうか。
0:09:44	関西電力吉澤でございます。ねらってるターゲットは火災防護上重要と、
0:09:52	扱っている機器、かつ、それが火災元となる機器をねらっていると。そのエリアをカバーするように、
0:10:03	2種類の感知器というところで、設計してるんですけども、空冷DGはエリア全体を見る、見れる感知器を2種類つけていると。
0:10:15	一方、
0:10:18	海水ポンプについては、炎はエリア全体カバーできるようにしている一方、感知器、単体については、油タンクにターゲットを絞って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:30	設置しているというところで、海水ポンプは、なぜオオノを、そういうふうな資格がないようにしているかという、実際、設置が、用意といえますか。
0:10:44	空冷DGのような、こんなそうないというところできるといふのと、あと、もう1種類の感知器が、油タンクだけ見えて、
0:10:56	もし可燃物仮置で置かれるとかですね、そういうことがあれば、それはエリア全体の方の感知器で、
0:11:07	見る必要あるんで、資格がないようにということを考慮しているものでございます。
0:11:20	規制庁の今野です。承知しました理解はしましたが施工のしやすさというところで違いが。
0:11:31	あるってすると、なかなか説明が難しいところもあると思うんですね。で、ちょっと何か我々こうじゃないかって考えてるってところを、
0:11:41	今からちょっと説明させていただいた。
0:11:44	岩野さんをください1個だけちょっと確認していいですかすみません。すみません23をお願いします。
0:11:49	すみません。1点だけちょっと聞き間違いだったら申し訳ないんですけど、さっき空冷DGのえり2、もう1個受けない理由っていうところで、
0:12:00	さっき今野の方は、耐震性の観点で置けないっていう話を言っていましたけど、先ほどの関西電力の方の説明だと、別に体制の観点では、おける。
0:12:12	っていう説明じゃなかったですかねそこをさ、もう間違いといえますかね。
0:12:16	耐震性の観点で空冷理事な医療を受けないでおくのが難しい技術的に難しいというそういう理由でよかったですか。
0:12:24	ちゃんと共通認識取れてますかっていうだけの確認をしたかったっていうだけなんですけど。
0:12:28	浅井。関西電力吉田でございます。先ほどのプレ事情説明ですけども、マクリ一。
0:12:37	家の向こうは、背面側に置こうと思えばそれは技術的には可能と。ただし、施工は少し内容が高いと。
0:12:48	いうところを考えています。その施工の難易度を考えたときに、建屋側からの2種類の感知器で、
0:13:00	河西北条重要というかクレディーの、葛西の駅を限定できるかというところで考えた場合に、十分限定できると。
0:13:11	いう判断のもと、そのような設計にしているということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	規制庁西内ですありがとうございます今の後半の建屋側からのもので十分限定できるって説明は、ちょっとその先の話だと思うんですけど、まずその背面側の斜面、
0:13:32	言えればいいんですかね。
0:13:34	のところは、別にその波及的影響を防止する観点でちゃんと耐震性正数は維持する構造になっていて、
0:13:42	そこに設置することは、耐震性の観点では別に難しくない。
0:13:48	ただ何か施工上難しいってそういう理解ですか。
0:13:51	耐震性の観点でやっぱりその数は、
0:13:55	達成するものの、そこに換地キーについてのSsを達成するに置こうとすると難しいでそういう理解ですか。
0:14:02	要は耐震性の観点でその斜面背面の斜面側に置くのが難しいのか、耐震性以外の理由なのかそこだけちょっと明確にしておきたかったというだけなんですけど。
0:14:17	関西電力吉田でございます。斜面の部分にもなりますし、耐震性の確保が難しいというよりは、そういう耐震性を確保する、設計で施工する。
0:14:33	施工性が、なかなか難易度あるというところでございます。
0:14:42	規制庁ニシウチでさ、イメージは理解できましたすいませんちょっとすいません私がちょっとついていけてなかっただけかもしれないんですけど、会議室の本庁の会議室の方は、共通認識取れてましたから大丈夫ですか。
0:14:56	規制庁の今野です少々お待ちください。
0:15:05	すみません規制庁の関ですけど。
0:15:09	ちょっと書き物に起こしていただくときに、よくよくちょっと考えて欲しいんですけど。
0:15:20	寄付、
0:15:21	やはり今までの議論は、
0:15:25	消防法施行規則通り2、
0:15:29	ある意味しゃくし定規2、
0:15:32	この物事をやってしまうと、
0:15:35	非常に技術的であったり、放射線影響というところで、
0:15:42	不合理である。
0:15:46	という、
0:15:47	ファクトがあって、それであれば少し、
0:15:55	猛禽。
0:15:57	感度っていうのは少し落ちるのかもしれないんだけど、その目的を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:03	その基準目的を保てる範囲で、きちんと代替の策を出しますっていう。
0:16:12	ことが
0:16:15	今まで、
0:16:17	お話したそのタクエー。
0:16:20	高線量エリアであるとかそういうところについてはある。あるのでも私たちは1点の納得をしているので、そこがあるのかなという確認が最後書面としてとれるのかどうかというところでちょっと確認をさせていただきたいと思うのでまずはちょっと書き物としてしっかり。
0:16:37	考えた上でお書きいただきたいと考えます。以上です。
0:16:44	関西電力吉田でございます。今のおっしゃったり鳥飼にしました。ちょっと資格があっても問題ないというところで、もともと考えておりましたのは、この空冷理事自体が、
0:16:59	赤城葛西元であるというところで、そ、もう呉理事の向こうの見えないところで、燃えるという想定ではなくてですね、この空冷GTG自体、
0:17:12	から油漏えいして、発火するとか、そういうところを想定して、感知器をつけてましたんで、ちょっとそういうところ。
0:17:23	の伊藤ですね、ちょっと書き物にしたいと思います。
0:17:35	はい。規制庁の岩野です。送致しました。じゃあその何ていうんですかね、できないところの理由っていうところはちょっと検討いただいて、資料に反映させていただければと思います。
0:17:48	で、
0:17:51	承知しました。そうですね
0:17:54	我々最初に私が最初に申しましたようにちょっと気になっているのはそのクレディーと海水ポンプの網羅的な設計っていうところの違いがあることについて、
0:18:06	どうしてそういう違いが出るのかなというところが気になっていると。で、我々としては何かこういうところの観点から、違いが出てるんじゃないかっていうふう。
0:18:17	2、ちょっと待ってくださいね。
0:18:50	すいません規制庁の岩野です。お待たせしました。
0:18:54	ちょっとすいません私が今からちょっといろいろ説明しようと思ってたんですけど、その前にちょっと確認なんですけど、海水ポンプエリアと空冷DGエリアで、
0:19:04	設置する機器が次、SA機器と等等、
0:19:11	海水ポンプのSA機器とDBの両方を兼ねてるものっていうのでちよきが違うと思うんですけどそういう機器の違いから、設計が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:20	異なってくるとかっていうそういう観点とかっていうのはあつたりするんでしょうか。
0:20:06	浅利の原子力事業本部クマクラでございます。
0:20:09	空冷式非常用発電装置エリア等と海水ポンプエリアの設計の違いについてなんですけれども、アドチラー、
0:20:19	のエリアについても、8ヶ月なり設備に対して、火災感知器を設置して保安水準②を満足させに行くという設計にしてございまして、
0:20:30	設置される設備が異なることから、設計が異なるといったものではないというふうに考えてございます。以上です。
0:20:44	すいません規制庁の今野です。
0:20:46	ちょっと念のためにもう1点お伺いしたいんですけれども、空冷DGのエリアだと、それぞれの火災区域にクレディーが1個あって、
0:20:57	クレディーがそのエリアっていうのが、それぞれ分離されていると。一方、海水ポンプの方のエリアについては、海水ポンプが同じ火災区域区画内にあって、
0:21:11	隣接しているっていうかね横に並んで設置されている、いて、その火災防護の、その対策の難易度とかっていうのが違うような気もするんですけどそういう点とかは、
0:21:22	関係、あまり関係ないと。
0:21:26	思っってよろしいでしょうか。
0:21:34	関西電力吉田でございます今おっしゃるようになりますね9ABCは、火災区域同士が離れていて、火災の影響を火災区域内限定という意味では、その火災区域を、
0:21:48	エリアとして、まあまあやればよいというところで、一方向から見て、
0:21:54	が、十分であると。一方海水ポンプは、A系とB系の海水ポンプ並んでいる状況ですんで、そこはどこで火災が起こるかわからないと。
0:22:07	いうところがあるんですですね、エリアについては、真四角ないように、オオノでねらっているという、そういう設計になっていると、いうふうに。
0:22:21	認識してます。
0:22:25	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。そういう観点がもしあるのであれば、ちょっと事前にお伝えしている資料を見ていただきたいんですけれども、新大井3号、浅井委員。
0:22:37	3号機の
0:22:40	補足説明し、新基準の時の申請の補足説明資料ですね。
0:22:45	これの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:46	ページ数でいうところの 26 ページって書いてあるページをお願いします。
0:22:52	関西電力におかれては、もし、ページの準備が、資料の準備ができたなら、お声掛けいただけますと幸いです。
0:23:02	はい。関西電力原子力事業本部クマクラでございます。26 ページ、当該のページを準備できましたので、よろしく申し上げます。
0:23:10	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。この
0:23:14	この資料のこのページにはですね屋外の壁で囲われてない火災区域の設定の考え方っていうところで、今まさに話題になっている空冷DGのエリアの火災区域の設定をしているんですけども。
0:23:27	藤氏、このページですね 2 ポツの括弧火災区域の設定っていうところの一行目のところをですね。
0:23:38	ここで、藤さん、3 号機と 4 号機の空冷DGは、別紙 1 に示すように、位置的分散を図りって書いてあって、
0:23:51	察するに、
0:23:53	空冷理事同士の位置的分散を図ることによって、火災防護対策をしようとしているというふうに、読めなくもないんですけども、関西電力におかれては、
0:24:04	ここの説明の、
0:24:07	っていうところは共通認識でしょうかそれとも、違う考えを持ってますでしょうか。
0:24:40	はい。関西電力比留間でございます。今おっしゃっていただいた 26 ページの火災区域の設定のところの考え方なんですけれども、まずそもそも空冷DG空冷発電装置そのものについてはですね。
0:24:54	もともと再稼働の際の審査においてもですね、一色分散を図りということが確認されてございます。なので、
0:25:04	それぞれの非常用空冷理事それぞれの相互間の位置的分散というのは、設計上考慮されているというこれがまず一つ事実であります。その上で、
0:25:14	火災防護の区域を設定するにあたってはですね、そういうそれぞれのDGごとにですね、区域を設定しているといった考え方でございます。
0:25:27	それが 27 ページの方にも記載がございまして、
0:25:31	例えば 3 号機のAの非常用の空冷のDDと、3 号のBの空冷の非常用のDG 位置的分散を図って配置されてますが、それぞれの発電装置ごとに、火災区域を個別に設定しているということでございます。
0:25:49	なのでもともと、
0:25:51	多分地域分散はDT相馬に対して考慮されてますが、それぞれに対して火災区域を設定してることによりまして、出荷して、火災区域それぞれについてもですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	その中で、火災の影響が限定される場合にはですね、他のDGの区域に影響が及ばないようにと。
0:26:14	いう考慮がなされていると、そういうことになります。
0:26:18	説明以上でございます。
0:26:23	規制庁の岩野です。ありがとうございます。
0:26:25	藤。
0:26:26	こちらの認識としてはですね、海水ポンプエリアについては、さっきも説明し、されてたように、一つの火災区域みたいな、にあって、
0:26:38	なかなかその位置的分散とかっていうところが難しいんですけども、空冷DGの依頼については、位置的分散をすることによって火災防護対策ができています。
0:26:48	なので、必ずしも網羅的に、この感知器を設置しなくてもいいような設計になっているっていうふうにも読めるかなと思ってんですけども。
0:27:00	関西電力におかれては、同じ認識でしょうか、共通認識とれるかどうかすみません、ご確認いただけますと幸いです。
0:27:26	はい、関西電力の牛島でございます。今おっしゃっていただいた論旨のところになるんですけども、それぞれのDGごとにですね。
0:27:37	区域を設定してあって、その中で限定される限りにおいて他の、Bの方には波及しないと、そこによって延焼防止も含めて、提供が限定されているということでございます。
0:27:50	なぜ、最初にヨシザワからせご説明してましたようにですね、一つの、非常用理事、クレームのDGのが自身がですね、下限として見た場合に、
0:28:02	そこが主、きちんとですね、炎感知器であれサーモカメラで監視ができていればですね、他のところに火災が及ぶことはない。
0:28:12	そういった考え方で、間感知監視ができていますと、そのように考えてございます。
0:28:46	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。
0:28:52	海水ポンプエリアとクレディエリアの間違っているところは、さっき言った位置的分散っていうところにもあるっていうふうなところが、共通認識が取れたと思っていますので、
0:29:05	そ、そのところがわかる、それについて資料に、しっかり起こして、
0:29:10	間違いはそういうところにあるってことを資料に書いていただけますと幸いです。
0:29:16	関西電力の方よろしいでしょうか。
0:29:22	関西電力ヨシザワで、ちょっと誤解があると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:28	ちょっとまずいと思いますんで、AとBのプレー理事ありますけども、このAとBというのは、経理系で、多重化してるわけではなくて、識別のためだけの、
0:29:42	補償になってます。運転中にもし空冷理事を使うとしたら、2台セットで使うと、容量的に足りセットで使うことになってますんで。
0:29:53	それは日本一の設備というふうに考えてます。ただ実際に
0:30:04	竜巻とか、背面の土砂崩れであるとかですね、いろんな共通要因で同時にやられないようにということで、
0:30:18	3号4号の呉地1台ずつ背面道路によって、もう1台はちょっと斜面から離れた、建屋の近くになるようなところに配置すると。
0:30:30	いうところで、実際、
0:30:34	設置したという、そういう過去の経緯があります。火災防護の、
0:30:42	ために、そういうふうに配置にしたというところも結果的にはそうなってるんですけども、他のそういった土砂災害だとか、
0:30:53	そういった共通要因を考慮して、こういう配置にして、それぞれ火災区域を設定したというところが、実際、
0:31:04	でございますんで、ちょっとこの辺ですね、過去のこの、
0:31:10	火災区域の設定の記載から見ると、
0:31:17	火災区域、位置的分散。
0:31:21	重くて、位置的分散を、火災防護の関係で考慮して、区域設定したというふうにもちょっと読めるように見受けられますんで。
0:31:32	そこについては、
0:31:35	事実をきちっと、
0:31:38	補足に書かしてもらいたいと思います。
0:31:43	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。
0:31:46	この点について鈴木さん何かありますでしょうか。
0:31:54	城鈴木です。やっぱ町田さん。
0:32:17	関野。
0:32:18	火災防護の補足説明資料を今探してて見つけれなかったんで、
0:32:23	資料に書いてあったら申し訳ないんですけども、
0:32:29	常陽分溢れ式非常用発電装置の方は、今ご説明いただいて、
0:32:37	大体そういうことなんだろうなっていうことは、認識できました。
0:32:43	一方で、排水ポンプの方は、先ほどイワノ方が、
0:32:49	SA機能の観点から、
0:32:53	位置的分散みたいな話は難しいですよっていう。
0:32:58	話をしたと思うんですけども、これにそもそもファンドでいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:03	日比野安全中、
0:33:05	施設、そちら側の方の火災防護。
0:33:10	をまずしているという認識で、そういうふうに置いて、先ほどA系とB系を同じ学校の中にあって多分ご持参ご要望も同じことになるのかな。
0:33:23	なので、火災の影響区域だとか区画に限定したとすると、全滅してしまう。職員については、影響軽減の方で、
0:33:33	A系B系、こちらのポリオ2というふうに、
0:33:38	されていると思うんですけども、まずそこところを新規整備に、そういう設計があって、
0:33:45	で、
0:33:47	その時に、炎感知器、
0:33:50	もう資格がないように設置しているところに、
0:33:53	何かよって、その影響軽減を図っていないかどうかというところがちょっと確認をしたいんですけども、説明していただけますか。
0:34:11	関西電力吉澤でございます。影響軽減の観点でいうとCOツー消火装置を別で設置してまして、そちらを、
0:34:24	規制基準の対応という位置付けにしています。ですんでこの感知器を影響軽減で、期待しているというところではございません。
0:34:38	規制庁の岩野です。すいませんちょっといいですか。あれ。すいません。確認なんですけど海水ポンプのエリアについては、
0:34:48	1時間の耐火へき及び感知消火による系統分離がなされていることっていうのが新基準の資料の中にはあるんですけど。
0:34:57	これとは矛盾しないんでしょうか。
0:35:01	関西電力原子力事業本部牛島でございます。先ほど鈴木様から申し上げ、おっしゃられた点等今岩野様からおっしゃられた点についてのちょっとご説明になります。
0:35:12	まず海水ポンプエリアというところについては3号機と4号機のそれぞれの安全停止系のA系のポンプとB系のポンプが一緒にいるというエリアでございます。
0:35:24	そういった意味で、先ほどまでの位置的分散というキーワードとは別で、系統分離という観点で影響軽減ですね、という観点から、例えば3号機であれば3号機の中で、
0:35:37	A系の本部とB系のポンプの系統分離が必要になるということでございます。この点まず入口で都築さんがおっしゃった点、その通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	その次に今岩野さんがおっしゃられた影響軽減の観点についてどうかというのはそのお話そのものであります。なのでその対応としては、
0:35:58	A系のポンプとB系のポンプの間に1時間の隔壁として、わかりやすく、衝立が立っている格好になってまして、加えて、感知、自動消火というものがございます。
0:36:12	この感知自動消火という点について先ほど吉澤が申し上げた点が、この感知自動消火という点でありまして、この消火を担うところはですね、
0:36:23	海水ポンプに対して、局長の主要Ⅱの消火装置でもってですね、消火をするということで、消火設備を設置してございます。
0:36:34	その際の感知用の消火設備なんですけど、そその感知器につきましてはですね、この炎感知器とは別の感知器、消火設備用の感知器を、
0:36:46	設置してございまして、そこで動作のロジックを組んで、自動で消火できるようにという設備構成になっておりますので、今ご議論させていただいている、この感知器の監視範囲がどうかという点はですね、
0:37:02	この所、感知自動消火というところについては、ここのクレジットに関わっているものではございません。以上です。
0:37:12	はい。規制庁の岩根です。私は了解しました。鈴木さん、もし何かあれば続けてお願いします。
0:37:19	規制庁都築です。今の説明で大分理解できました。ちょっと細かいところですけども、自動消火設備を作動させるための感知器というのは、
0:37:32	今、
0:37:35	話を聞いていたその感知器、
0:37:38	ではない別の方式のものを専用で持っていて、
0:37:43	その換地方式っていうのはどういう感じ方式、或いはどういうタイプの、
0:37:48	感知器なんでしょうか。
0:37:52	はい。関西での原子力事業本部クマクラでございます。海水ポンプ用の局所的に放出するCO <sub>2</sub> 消火装置ですけども、こちらの感知器としては、防爆型の熱感知器。
0:38:04	を採用してございます。以上です。
0:38:09	規制庁鈴木です。防爆型熱感知器。
0:38:14	今回防爆型の熱感知器は、
0:38:20	今回のバックフィットには流用は室しなくて、別のタイプ。
0:38:26	また追加でつけるというそういうことを今回の申請でやろうとしてるってことでよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	はい。川瀬委員原子力事業本部クマクラでございます。今杉スズキ様がおっしゃられたご認識の通りでして、
0:38:43	消火設備用の防爆型の熱感知器とは別のものを、今回設置するという内容で申請させていただいております。以上です。
0:38:52	規制庁都築で理解できましたということで
0:38:56	海水ポンプエリアについては、
0:39:01	系統分離影響軽減上、系統分離というところは、
0:39:05	今回の改造では一切何も変更されていなくて、
0:39:13	影響軽減がなされて系統分離ができていう状況に。
0:39:18	影響するものではないので、今回は探知機、
0:39:24	の二つの方式というところで本については、従来のやつをそのまま、
0:39:33	減少し、踏襲して、
0:39:35	追加で、また別のもの、別の熱感知器をつけるという、
0:39:40	やり方をすると。
0:39:42	その時にですね、
0:39:45	の感知器は資格がないように、
0:39:49	つけるというふうに言ってるんですけども。
0:39:53	これ自身は、
0:39:59	対象とする、海水ポンプモーター
0:40:06	という機器に対しては、カバーはできてるんだけど、
0:40:11	ください。
0:40:13	9月分、区域区画というところでは、
0:40:17	カバーしきれていないので、先ほど来言われてる、この間の、
0:40:23	5ページで受けました。
0:40:25	保安水準②というところで、
0:40:29	十分な法案水準ということで説明をしたいとそういうことでよろしいでしょうか。
0:40:37	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。都築様がおっしゃられたことをご認識、その通りでして、海水ポンプエリアにつきましては、火災元となり得る海水ポンプに対して、
0:40:51	ねらって設置するような設計としてございまして、それで、保安水準②を適用するように設計してございます。
0:40:58	以上です。
0:41:02	規制庁鈴木です。今の説明は理解しました。一方ですね。
0:41:07	この海水ポンプエリアっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:10	財源ではないけれども、防護しなければならないものは他にはないということ でよろしいでしょうか。
0:41:26	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。海水ポンプエリアですけれど も、火災の影響を受けるようなものはないというふうに認識してございます。
0:41:36	以上です。
0:41:40	期規制庁スズキです影響を受けるといよりは防護しなければならないもの はほかにはないという、
0:41:47	意味かということをしたんですけれども。
0:42:11	浅利の原子力事業ホームクマクラでございます。葛西委員、向後がしなけれ ばならない。
0:42:18	機器というのはないというふうに認識してございます。以上です。
0:42:24	規制庁鈴木です。理解しました。
0:42:28	今日は岩野さん続けてください。
0:42:31	規制庁の岩野です。この点、呉理事のエリアについては、こちら、私の方から 特にもう何もありませんけど、関西電力におかれては、この点について確認し ておきたいこととかあればお願いします。
0:42:52	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。空冷式非常用発電装置エリア につきましては、特にこちらからコメント等ございません。
0:43:02	先ほどいただいたコメント等ですねこの感知器を資格がないように、設置しな い理由ですとか、その辺りの記載の充実ということで、承知いたしました。以上 です。
0:43:16	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。それでは資料の方よろしくお 願いします。
0:43:20	二つ目の項目なんですけれども二つ目の項目はですね、能勢火災感知器の 施工上の留意点の項目についてで、補足説明資料の 53 ページをお願いしま す。
0:43:34	すいませんまた関西電力におかれては資料の準備ができたなら、
0:43:38	お声掛けいただけますと幸いです。
0:44:17	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。資料補足説明資料の 53 ページ、用意ができましたので、よろしく願いいたします。以上です。
0:44:26	規制庁の岩野です。ありがとうございます。この 53 ページのところ、です ね。すいません。
0:44:34	そうですねすいませんまず前回ですねモリヤの方からですね、前回のヒアリン グでモリヤの方から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:41	ここに書いてあるAからAAとAからNの凡例のうち、工事基準書に書いてあるものについては、工事基準書を引用するような形で、整理してもらいたいというような趣旨の発言をさせていただいたんですけども。
0:44:57	整理した結果、公示記入書で読めないものがあるかどうかというところについて、もしも整理が終わっていたら説明していただけますと最後に、
0:46:20	関西電力の田仲でございます。ご指摘の、現在の整備から、遠藤までの整備の経営からNまでの整理のうち、工事基準書等でちょっと読めないところに関して回答させていただきます。
0:46:37	現状整理は終わっております、工事基準書で読めない、項目といたしましては、Gの煙熱感知器における、グレーチングでのハイテイ設計のところ、及び、
0:46:50	A1、Aのところであります。シャワー室に感知器を設置しない設計であるところ、こちらにつきましては自習所等の運用ができていないところでございます。
0:47:02	それ以外のところにつきましては、前回のコメントを踏まえまして、AAB及び、
0:47:13	AB及び、いいですかね。野木委員につきましては、もともと東京都のものを引用していたんですけども工事基準書の方に引用を変更してございます。
0:47:33	規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。1のシャワー室のところについては消防用、第195というところを今、引用されているってことですよな。
0:47:44	承知しました。で、ちょっと我々気になってるところはこのGの項目のところ、
0:47:50	これは地元の称号の判断をもとに、
0:47:57	こういう設計をいいと思いますし、あと、
0:48:00	グレーチングを、天井と皆設計が共有されてるっていうふうな説明だったんですけども、その地元消防に受容されているというところについてちょっと確認をしたいんですけども。
0:48:11	まずそもそもその地元消防は、
0:48:15	今のか、新しい感知器のこの設置の方法について、呉、遠い。
0:48:22	判断をしたのか、それとも、すでについている感知器の設置について判断したのか。どういう経緯で判断をしたのかっていうところをまず説明していただけますでしょうか。
0:48:46	関西電力の田仲でございます。現在の設計ではなく、過去にグレーチングの下に感知器を設置する設計を認めていただいた判例に基づき、今回の設計をしてございます。
0:49:02	規制庁の今野です。判例っていうのは、大飯発電所での判例ですか、それともまた別の凡例別のところの話なんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:19	関西電力の仲でございます。大飯発電所ではなく、別のところの判例を使用してございます。
0:49:27	規制庁の岩根それって今どこかっていうことは説明できますでしょうか。
0:49:37	もし難しいようであればちょっと。
0:49:42	すいません。少々お待ちください。
0:49:51	規制庁の岩野です。すいません。もしすぐわかるようであれば、ご回答いただけますと幸いです。
0:49:59	当たりの原子力事業本部クマクラでございます。会社名の方はちょっと伏せさせていただきますが、
0:50:07	ご意見にあります一般産業の工場の方のものをですね、今回参考にして、それをもって、と設計、考えてございます。以上です。
0:50:22	規制庁の岩野です。承知しました。ちなみにそれは熱感知器についてなんですかね、煙感知器についてなんですかね何かその辺のところとかも、補足して説明をお願いします。
0:50:35	荒田出野原子力事業本部でございます。ちょっとお時間いただけますでしょうか。
0:50:41	規制庁の今野です。承知しました。
0:51:36	ございます。特に種別の指摘してはございませんでした。
0:51:44	規制庁の今野です。承知しました。その辺の今日、地元の消防が何かどうい
0:51:52	う、
0:51:52	室へ、どうい
0:51:54	う、施設のに対して、どういう判断をしたのかっていうところが、わかる限りで良いのでまずちょっと資料に落としていただけますと幸いです。
0:52:09	少々お待ちください。
0:52:25	すいません規制庁の関です。
0:52:28	ちょっと今もう、
0:52:31	グレーチングの話については、ちょっと私たち、
0:52:36	なんででしょうね
0:52:38	大飯発電小。
0:52:41	もう今回の葛西君。
0:52:46	加来に関して、もう1個目の法廷の、
0:52:53	本当に消防法上つけないといけない、1個目の感知器をつけるにあたってそういう判断を、
0:52:59	現に発電所、
0:53:03	の設計として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:06	OKをもらってるのかなとちょっと思い込んでたんですけど、ちょっとそういう話ではなかったということなんですか今つけてらっしゃる。
0:53:16	そういう現状そういう部屋にあるところにおけるですねちょっと障防法のクリアの状況。
0:53:22	許認可上どういうふうクリアされてるのかっていうのをちょっと説明してもらってもいいですか。
0:53:40	衛藤ご質問の件なんですけれども、大飯発電所での消防から消防においてちょっとグレーチングに関しての設計をせ、正確に確認いただいたというものではございません。
0:54:06	すいません規制庁の岩野です。ちょっと確認なんですけど、私の想像としては煙感知器について、今グレーチングあるところについていて、
0:54:16	煙感知器については16メートル、20メートル以下のところでは使用できるような設計なので、消防法施行規則に合致していると。
0:54:27	二つ目をつけようと思ったときに、熱か何か、熱感知器をつけようとしていると思うんですけど、その熱感知器について、そのグレーチングを天井とみなすような設計をしていると。
0:54:38	そういうことでよろしいでしょうか。
0:54:45	関西電力牛島でございます。ちょっと経緯も含めてですね少し越しご説明した方が良くかと理解をいたしました。一つにはですねもともとプラント建設から再稼働のときまではどういうつき方をしていたのかということに関わるご質問だというふうに理解をいたしました。
0:55:03	で、もともと消防法に基づき付けるという感知器についてはですね、先日大飯発電所に現地調査でお越しいただいた時ですね。
0:55:14	あまり元最初からついてた感知器ってのはそんなにないなという印象を持たれたかと思います。煙感知器等ですね、消防法に基づき付けていただく箇所というのはですね、その建屋の中、
0:55:30	安全通路に関わるような箇所でありますとかそういったところについては、消防法に基づき付けてございました。しかしながら例えば今、グレーチングとかですね、そういったところでタンクのすぐ近傍であるとか、
0:55:46	設備のすぐ近傍であるところで、グレーチングをつけてあるような箇所、ないしはまた放射線量高いような箇所ですね、そういったところっていうのは消防法に基づく感知器の設置というのは、
0:55:57	プラント建設当初はしていなかったといったところでございます。ですので、当時そういった感知器を作ることにあたって、大飯発電所の消防法の検査上ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:08	所このグレーチングでのところのつけ方で議論をして確認いただいたというも のではなかったと。で、私ども今回消防法に基づいて、つけないといけないと いうことを検討するにあたってですね。
0:56:23	他に小地元消防分も含めて、採用された事例はないかということを確認しまし たところ、地元消防であります。敦賀美方消防になるのですが、
0:56:35	そちらの所管ですね、私どものプラントの状況と、似たような産業施設で すね、グレーチングに関する扱いがございましたので、
0:56:46	その考え方を引用させていただいて、今審査いただいと、そういった流 れでございます。
0:56:53	以上です。
0:56:58	規制庁の杉です。何、大体わかりましたはい。
0:57:02	それで、モード。
0:57:06	どちらかというちょっと消防法施行規則通りに
0:57:14	つけてるかどうかっていうことについては、どうしても消防は自治事務とい う、ちょっと、
0:57:25	いわゆるその各自治体消防が最終的に判断することになっているので、ちょ と私たちとしてまず知りたかったのは、
0:57:36	もう、
0:57:38	大飯発電所を所管する、消防、
0:57:43	組合ですね、がそういうつけ方なりを、消防検査をした時に通るものなのかど うなのかっていうちょっと事実確認を。
0:57:54	したかったっていうのがまず 1 点あります。
0:57:57	で、今ちょっと鶴が三方って話をされたけど、
0:58:01	大井に関しては、
0:58:05	若狭消防組合でしたよねちょっと今日、その辺の専門家が出ていないんで、
0:58:11	ちょっと、
0:58:13	変な話聞いて申し訳ないんですけど確か違ったような気がするんで。
0:58:17	それでも同じような、
0:58:20	ことを判断してくれるのかどうなのかっていうところも込みでちょっと事実関係と してですね、確認、
0:58:30	していただきたいというふうに考えてます。
0:58:33	ちょっとちょっとバランバランと申し上げましたけれども、よろしいですかね。
0:58:47	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。今、関様がおっしゃって いただいたように、大飯発電所でございます。大井君なんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	若狭消防の管轄となりますので、まずは、若狭消防の方に、当社が今考えております、グレーチングへの設置方法というところを、
0:59:08	どのような扱いになるかということ、しっかりと確認した上で、何か回答できるようにしたい。
0:59:16	と思っております。以上です。
0:59:18	はい。まずちょっと事実確認としてそこをお願いして、
0:59:23	一般的にこういうのはあれなんですかね
0:59:28	消防車問い合わせれば答えてくれるし、
0:59:33	今回このグレーチングするエリアも改めて検討する対象になるんですけど。
0:59:40	ちょっとそこだけ教えてください。
0:59:51	関西電力牛島でござい。現職事業部牛島でござい。まず消防に対してはですね地元消防に対しては感知器の設置について、こういった技術的な紹介であるとか相談ということについては、
1:00:04	内容の確認であるとかそういったことには応じていただけたと思います。ただ本感知器はですね、消防が所管する建築確認申請の正式な感知器の対象ではございませんので、
1:00:19	その配置についてですね、消防の責任として、建築確認申請に基づく確認ということにはならないということになります。消防の立ち位置ではですね。
1:00:30	感知器の配置は、今回炉規制法に基づいてつけるものは、炉規制法に基づいての確認ということになりまして、ただ、受信機盤に入るということでもってですね、こういった感知器がつくということの確認は、
1:00:44	消防の方もですね、参考情報としてきちんと確認をするということで今までやりとりをしておりますので、こんな設置の仕方をするんですがいかがでしょうかと。
1:00:55	ということについてはですね、応じていただけるものと理解してございます。以上です。はい。規制庁の関ですわかりました今回の対象じゃないということは理解しました。すいませんちょっと若干私の理解不足のところがあって申し訳ないですがちょっとまた事実を確認。
1:01:11	していただいて、
1:01:14	その上で、ちょっと私たちが改めて考えたいと思います。以上です。
1:01:29	規制庁の岩野です。すいませんそれではいくつかお聞きした点があると思いますので、その点について次回のCTヒアリング資料の中にまとめていただければと思います。
1:01:41	あと、検討するケース1点ちょっと、お願いしますしてもらいたいんですけど。
1:01:46	規制庁都築です。今セキが確認した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:50	ところで法的な事務処理については
1:01:56	ということではなくてですね。
1:01:58	今回の設工認ですので、設計、Gの断面において、
1:02:07	品質保証計画の中で、
1:02:12	消防設備士というのが登場するというのはこれまでの審査の中で説明が、
1:02:18	あったと思うんですけども。
1:02:21	消防設備費がその設計の
1:02:28	詳細な設計をしたりだとか、
1:02:30	関西電力が設計した内容をインポートしそれを確認したりだとかっていう、
1:02:37	段階においてですね、ある1事例みたいなものに基づいた、
1:02:45	設計っていうのが、
1:02:47	消防設備費によって、変わってきてしまうっていうことがあったりするんでしょうか。またそれはインプットの仕方にも、
1:02:58	よるんでしょうけど。
1:03:03	これが関西電力だったらそういう設計結果が、どこ行ってもでき上がってくるっていう。
1:03:11	と。
1:03:12	なのか、それとも消防設備費というそういう資格を持った人からしてみればそういった事例をいろいろこう探してきて、
1:03:21	その人の能力としてでき上がった、こういうようなグレーチングみたいなところってのは同じような、
1:03:27	アウトプットが出るようなものなのかちょっとその辺の感触高。
1:03:31	説明してもらえますでしょうか。
1:04:54	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
1:04:59	感知器の設置にあたっては、まず設置場所ですね、補足説明資料につけております感知器の配置図。
1:05:10	こういうふうに設置の場所というのを、お示しているんですけどもこれと同じものを、
1:05:16	見て施工する、消防設備士の方にインプットすると。
1:05:21	また、つけ方ですね、グレーチングに対してこのようにつけますっていうのを、要求事項として、工事仕様書、
1:05:29	インプットとして、消防設備士にこちらについてもインプットすると。
1:05:34	ですので、
1:05:37	同一の人でなくても、場所をまたつけ方、損失っていうのは、ほぼ同等のものができ上がってくるというふうに考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:52	規制庁鈴木です。まずは、関西電力のなかーでは、同じようなものができ上がってくるだろうという感触を持っているということで理解しました。私から以上です。
1:06:08	規制庁の岩野です。すみませんちょっと長くなったので念のため確認なんですけども、まとめていただきたい資料としては、
1:06:16	どこの地区の眺望が、どういう状況のに対して、天井を、グレーチングを天井とみなすという判断をしたのか。
1:06:26	ていうところが、わかるような資料を、次回のヒアリングで提出していただければと思います。それではこの点について関西電力から何かあればお願いします。
1:06:43	浅利の原子力事業本部クマクラでございます。
1:06:48	管轄の消防に確認をしてその結果
1:06:52	また報告させていただきます。その他コメント等はございません。以上です。
1:07:00	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。それではこちらから確認する事項は以上になります。では関西電力の方から昨日、昨日提出していただいた資料に基づいて、説明の方をお願いします。
1:07:18	はい。関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。昨日ご提出いたしました資料につきましてはですね、まだお手元ご確認につきましてはこれからというふうに認識してございます。
1:07:31	ですので、今後読み込んでいただくということになるかとは思ってございますが、今回の資料の意図するところですね、構成等を所ご紹介することにまず留めたさしていただければと思います。
1:07:45	で、資料 1 ということでお配りしましたけれども、この資料 1 の意図するところはですね、あの日 1 枚めくっていただいてヒアリングコメントというところで、
1:07:56	基本設計方針の構成としてですね、基準の①と②に分かれて、要求事項が分かれていることに対して適合する方針をきちんと分けて、
1:08:06	書きなさいということを受けたものということと、あと、とか設計誤動作防止について、環境の条件に応じた、選定の考え方を記載することと。
1:08:18	いった点を踏まえまして、基本設計方針をですね、適正化するという意図で見直しをかけてございます。回答というところで下に書いておりますがここに二つございますけれども。
1:08:31	一つにはですね、この選定と保存の作動防止ということと、あと消防施行規則に基づくか、感知器の設置という要求事項の書き分けですね。
1:08:42	この点を受けて、記載を適正化つしたというところで、次のページ以降にですね、添付 1 という形で資料をつけてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:52	この中でですね、2 ページ目のところ以降ですね。
1:08:58	感知器の選定及び誤作動の防止というところで、まず、感知器は何を、基本となる三つの組み合わせがあるという趣旨でありますとか、
1:09:08	それぞれの感知器はこういったところの環境条件に対して使えますといった旨をですね、3、2 ページ目 3 ページ目といったところで書かせていただいております。
1:09:21	この時にですね、以前ちょっと書き足らずのところがありまして、環境条件を考慮した、記載ぶりというところがちょっと足りてなかったところがありますので、3 ページの図上の段のところまではですね。
1:09:34	その環境条件を考慮した記載というところを少し充実させていただいてるというところでもあります。
1:09:40	あと、3 ページ目の、括弧Bからの設置方法というところは、今回のですね、バックフィットの要求で、消防法施行規則に基づく設置であるとか、
1:09:52	そういったことについて明確に設計を記載しているところでございますので、ここはそういった趣旨で展開してございます。
1:10:03	で、3 ページ目の下のところで、保安水準を設定せざるをえない箇所についてというところで、そこから以降展開しまして、4 ページ目のところではドーハという形で、
1:10:16	次に放射線が高いところのエリアの説明でローデータか天井のエリアの説明、屋外エリアの説明が出て参ります。
1:10:26	それぞれについてですね、保安水準の設定というものの考え方というものを書かせていただいております。本日 1 番目に出ましたクールSPDとか海水ポンプといったところがこの、
1:10:40	4 ページ目のハのところの屋外エリアというところですね、保安水準 2 を適用するという、なところはここに書かせていただいております。
1:10:48	で、あと、そこまでから 5 ページまでがですね、基本設計方針といったところの、あと、私どもが適正化したいと。
1:10:58	考えているところをまとめさせていただいております。加えてですね、6 ページ目以降のところはですね、次の表としてちょっと展開を書いてございまして、
1:11:10	左側に基本設計方針のコメント反映版、先ほどまでの表で言うところの真ん中ですね。
1:11:17	今回見直そうとしている、等分案のところを左側に置いた上で、真ん中には火災防護に関する説明書の方を持ってきてまして、
1:11:28	基本設計方針ではこんなことを書きます、説明書ではこんなことをかけますということですね、横並びで、整理をさせていただきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:38	で、ここで整理したかったことはですね 6 ページ以降その説明が続きますが、
1:11:45	特に 7 ページ以降ですね、感知器の設置方法というところが出て参りまして、8 ページのところ。
1:11:54	からですね保安水準というところが出て参りますこの辺りまで基本的な書きっぷりというのは、そうそう変わらないのですが、9 ページ以降ですね。
1:12:04	個別のエリアについての各論の設計というところはですね、基本設計方針の方には書かずに、出せ説明書の方で細かく書くという展開にしておりますので、
1:12:16	ちょっと基本設計方針と説明書では、書きぶりを差別化しているといったところをですね、ご理解していただけるようにという等ですね。
1:12:27	ここは対比表という形にしてみました。見方としてはそのような見方になります。あと説明についてもですね後、順次、
1:12:37	各ページについての説明というところで続けておりまして、例えば今回の海水ポンプエリアとか空冷。
1:12:46	のDGの説明であれば 12 ページのところですね、個別のポンプエリアに対する説明というところで、説明が出て参ります。
1:12:56	説明書農場の記載はこういったところで、少し詳しく書かせていただいているというところがわかるようにということでございます。
1:13:06	移行後、14 ページまでがですね、そういった書き分けについての説明をさせていただいている資料となっております。
1:13:17	以上がですね、基準の要求に基づいて、①と②、書き分けるということ、あと、環境条件等も加味して、もう少し書き方の考え方を記載するといったこと。
1:13:32	感知器の設計についてですね、基本設計方針と説明書の記載事項の書き分け、そういったところのですね、ちょっとこの資料の中ではちょっと表現できるようにというふうにしてみました。
1:13:48	今後読み込んでいただけるということになろうかと思っておりますので、またちょっと本日のコメントでですね、見直すところはあるかもしれませんが今回の資料の構成考え方は以上でございます。
1:14:02	あと、加えてですね、細かいところになりますが以前関様からもですね例えば保安水準の書き方とかが唐突に出てくるところもあるので、基本設計方針のところでもですね。
1:14:14	もう少し線量を考慮して保安水準をどう設定するに至ったというようなところはですね、書きぶりの中に広めさせていただいております。
1:14:25	すいません。口頭ばかりになりましたが資料の構成意図はするところは以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:15:12	終わります。
1:15:14	はい。規制庁の岩野です。説明については理解はしました。今また確認中ですので、これについてコメントがあればまた次回のヒアリングでさせていただければと思います。
1:15:28	では、えっとですね、スケジュールの関係に移りたいんですけども、今日のコメントとか確認事項みたいなものの資料の反映で足、ほぼ反映させた資料というのは、
1:15:39	いつ頃提出されるか、できそうかどうかというところのめどを教えてくださいと幸いです。
1:17:03	えっと規制庁の関です。すいません。今日ちょっとヒアリングさせていただいた趣旨は2点のことをお伺いしましたが、まず1点目の、
1:17:14	件について、
1:17:16	奥がエリアの話についてはある程度、
1:17:20	理解、共通の理解が言えた上で方向セキ、
1:17:24	共通の理解になっていて、それをちょっときちんと書類に落として欲しいなということかと考え、
1:17:31	います。
1:17:33	あともう1点のグレーチングの取り扱いについてはちょっと胸部モリヤを、
1:17:40	はですねちょっと出張中でないんですけども。
1:17:44	ちょっと
1:17:47	モリヤと私の間で会話をされていて、
1:17:54	したところろうのですねちょっと考え方を少しご紹介すると、
1:18:00	まずはちょっと消防法施行規則通りなのかっていうところの、
1:18:06	について地元の消防が、
1:18:10	ちょっとどう考えたのかっていうところはそれはそれで、
1:18:17	そうだという判断をされるのであれば、それは一つの地元消防が、
1:18:24	その発電、その、
1:18:26	何でしょうね、所管してる施設の、
1:18:29	判断としてそういうふうに3判断するのであればそれはそれで、
1:18:34	尊重しないといけないんだらうなっていう行政的な考え方のところで聞いたというのがまず今日の1点だと思ってます。他方、
1:18:44	やはりちょっとグレーチングに感知器つけるっていうところを技術的に考えるとやはり、ブリーチング自身はそれなりに空気抜けていくものなので、
1:18:55	本当にちょっと感知性能を持ってるのかねっていうところは技術的に、
1:19:00	どうなんだろうかねっていうのはやっぱりモリヤ自身はちょっと別に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:06	考えているところがあります。なので、ちょっと消防、消防の確認をとっていただくっていうところと、
1:19:17	やはりもう一つはちょっとグレーチングっていうところが本当に感知性能としてどうなのかっていうところを考えた上で、
1:19:26	どのような形であれば、
1:19:31	その消防法施行規則通りに限らず、満足できるのかなっていうところは少し、
1:19:37	考えておいて欲しいんですよっていうことを、
1:19:41	考えておいて欲しいという旨はモリヤ自身も、
1:19:45	申し上げ、言っておりましたので、ちょっとそのところ伝言のような形になって申し訳ないんですけども伝えさせていただきます。
1:19:52	なのでちょっと二面性ここは進め方があるんだろうなということを前提に、今はちょっと考えておいていただきたいと思います私から以上になります。
1:20:08	関西電力吉澤でございます。2点目のグレーチングの件ですけども、前回の補足説明資料では、商号、地元消防に使用されていると、そういった記載だけだったんですけども。
1:20:22	やはり感知性能がどうかというところについても、記載が必要というふうに我々考えまして、本日お出した。
1:20:32	補足説明資料には、その辺の現状の考え方、これを記載させてもらっております。本当に感知、感知できるかどうかと。
1:20:44	いうところ、それについてはちょっと別途、論文等、検索したりですね、こちらも技術的裏付け、これを調査してますんで。
1:20:56	そういった資料入手でき次第、またご説明させていただきたいと思います。
1:21:03	はい。規制庁の杉です。わかりましたその点についてちょっと守山他出張から戻ってきた伝えるようにいたします。どっちにするちょっと方向性を持ってっていうところで私も、
1:21:15	話をしていないということだけちょっとご理解いただいてやはり二面性を持って物事を考えていくっていうところはお願いしたいと思います。
1:21:23	以上です。
1:21:29	はい。規制庁の岩野です。それでは本日のヒアリングは、こちらからもう特に何もありませんけど関西電力から、全体通して何かあればお願いします。
1:21:40	河成電力現職事業本部嶋でございます年末のお忙しいところすいません、お時間いただきましてありがとうございました。1件、最後に確認になるのですが、本日のコメントを受ける前の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:54	断面ですね、私どもの今までの理解で、15日にいただいたコメントにつきましては、補足説明資料に反映したものを本日お出しできるように準備してございます。
1:22:05	先ほど吉田が申しておりました、感知器についてもですね、次のところ、私どもなりに感知ができると考えているという旨がですね、反映したもので補足説明資料というのはお出しできる準備はしておりますので、
1:22:18	こちらはこちらとして、東京支社からお出しさせていただくということでそれはよろしいでしょうか。
1:22:26	規制庁の岩野です。それ、そのようにお願いします。そうですね形成された資料についてはそれを、そちらはそちらで確認するようにします。
1:22:34	はい。
1:22:35	それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:22:41	ありがとうございました失礼いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。